

令和8年度白杵市ふるさと納税に係る返礼品提供事業者募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度の活用により、市内産品のPRと地場産業の活性化につなげるとともに、白杵市の更なる魅力発信を行うため、寄附者に対して進呈する商品やサービス等（以下、「返礼品」という。）をご提供いただける事業者の募集に関し、必要な事項を定めます。

2. 応募要件

提供事業者及び返礼品は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。ただし、市が適当でないと判断した場合は、承認しないことがあります。

(1)返礼品提供事業者（以下、「提供事業者」という。）

- ①原則、市内に本社又は事業所（本店・支店は問わない、工場等を含む。）を有する法人又は個人であること。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りではない。
- ②事業者及びその代表者に市税等の滞納がないこと。
- ③各種法規則等に沿った事業を行っていること。
- ④代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- ⑤返礼品提供に際し、返礼品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていること。
- ⑥個人情報取扱いを厳重に行なえること。
- ⑦原則、インターネット環境が整っており、白杵市ふるさと納税管理システムの利用に同意できること。

(2)返礼品

- ①平成31年総務省告示第179号第5条における総務大臣が定める基準（以下、「総務大臣が定める地場産品基準」という）に該当し、かつ、白杵市の魅力発信や、地域特性が実感できるものであること。
- ②原則、白杵市内で生産、製造、加工、またはサービスの提供等がされているもの、または原材料の主要な部分が白杵市産のもの。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りではない。
- ③品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものについては、取扱いを可とします。
- ④食品については、原則として寄附者に到着して3日以上消費期限・賞味期限が保証されるものであること。
- ⑤金銭類似性の高いもの（商品券等）、または資産性の高いもの（電化製品等）ではないこと。ただし、提供した返礼品を利用できる者を限定・特定する等により、換金、転売または譲渡等に関する対策が施されているものはこの限りではない。（宿泊券及びお食事券等は可とします。また、原則金額の記載はしないものとします。）

3. 提供事業者の業務、責務等

提供事業者は次の事項を遵守し業務を行うこととし、違反があった場合、承認の取消をはじめ、白杵市が行う一切の措置について異議の申し立てを行わないことを誓約いただきます。

(1) 返礼品の調達、配送に関する管理及び対応

- ・発注があった際は速やかに返礼品の調達を行い、寄附者等に対して返礼品を発送すること。ただし、予め出荷時期を寄附者等に通知している場合や、配送日指定があった場合等については、その適切な時期に返礼品の調達及び発送を行うこと。
- ・食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法等の関係法令を遵守すること。

(2) 返礼品に関する事故・苦情等への対応

- ・返礼品に係る事故やトラブル、クレーム等が発生した場合は速やかに「白杵市ふるさと納税返礼品苦情等処理報告書」により市に報告するとともに、事業者の責任において適切に対応すること。
- ・提供事業者の過失による配送の遅延、事故及びトラブル等については、提供事業者の責任にて対応を行い、状況を随時市へ報告すること。また、再送に係る返礼品代金及び配送料は提供事業者にて負担すること。

(3) 提供する品及び業務に係る関係書類の整備・保存

- ・返礼品の製造・調達及び送付に関する責任者、実施時期、内容物の詳細、返礼品送付先等に関する事項が記載された書類の整備・保管を行うこと。

(4) 情報提供、調査協力及び損害賠償義務

- ・返礼品に関する事故等が発生した際は、市及び保健所等の関係機関への報告、情報提供を行うこと。また、事由に関わらず調査の依頼があった際は速やかに応じること。
- ・提供事業者の責に帰すべき事由で発生した事故等により市が重大な損害を被った場合、直接かつ現実的に被った通常損害の範囲内において、市から提供事業者に損害賠償を請求できることとする。
- ・返礼品提供価格について、各種税関係法令に基づく申告や調査等の目的のため寄附者及び関係機関から開示の依頼があった場合、市は提供事業者の同意なくこれに応じることができることとする。

4. 返礼品提供の申請方法

本募集要領の内容を十分にご確認いただいたうえで、下記の条件に応じて、各申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、白杵市ふるさと納税担当係へ提出してください。なお、申請を行った事業者は、市税の納付状況等の情報調査を行うことについて同意したものとみなします。また、新規申請の事業者につきましては、現地調査および聞き取り調査を実施いたします。

(1) 全事業者共通 (必ず提出が必要)

・「令和8年度白杵市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書」(様式1)

※返礼品提供を希望する場合、必ず提出が必要です。

・「誓約書」(様式2)

※返礼品提供を希望する場合、様式1と併せて必ず提出が必要です。

(2)新規返礼品を申請する場合

・「令和8年度臼杵市ふるさと納税返礼品申請書(新規)」(様式3)

※令和7年6月1日から令和8年3月1日までに承認されていない返礼品を申請される場合、ご提出をお願いします。

(3)既に承認済みの返礼品を継続して申請する場合（定期便は除く）

・「令和8年度臼杵市ふるさと納税返礼品提供継続届出書」(様式4)

※令和7年6月1日から令和8年3月1日までに既に承認済みの返礼品の提供について、継続または終了いずれか記載のうえ、ご提出ください。

※継続届出書の作成にあたっては、ふるさと納税管理システム「レジホーム」に登録されている返礼品内容を必ずご確認ください。

※提供を継続する返礼品の内容に変更がある場合は、返礼品ごとに「臼杵市ふるさと納税返礼品提供内容変更届出書」（様式6）を作成し、併せてご提出ください。

(4) 定期便返礼品を申請する場合

・「令和8年度臼杵市ふるさと納税返礼品申請書(定期便)」(様式5)

※定期便返礼品を申請する場合、新規、継続に関わらずご提出ください。

(5)その他添付書類

①返礼品に同封する書類（お礼状、レシピ、自社パンフレット等）

②返礼品の写真データ（もしくは、カラー印刷したもの）1枚（※）

※新規申請や、変更がある場合、必要書類を併せてご提出ください。画像（JPEG形式・1MB以上）は電子メール等で別途送付してください。

③食品の提供を希望する場合

- ・食品衛生法に基づく各種営業許可証（または届出書）の写し
- ・申請する返礼品の食品表示ラベル（写しで可）

④その他市長が必要と認める書類

(6)その他（申請に関する補足事項）

- ・市に提供いただく返礼品の価格（以下返礼品提供価格）には、商品代、消費税、発送に係る梱包代等の必要経費を含むことができます。
- ・寄附金額は、原則5,000円からとし、返礼品提供価格や送料、募集に係る経費等を勘案し臼杵市が決定します。なお、返礼品提供価格は寄附金額の3割以下となる必要があります。
- ・送料は別途臼杵市が負担します。（提供事業者の過失により発生したものは除く）
- ・申請にあたり、提供事業者は各行政機関の許認可等の適法な手続きを済ませているものとします。

5. 申請受付期間

(1)臼杵市ふるさと納税カタログ及びポータルサイト掲載分（令和8年6月寄附受付開始）

令和8年3月2日（月）～ 31日（火）

(2)ポータルサイトのみ掲載分（令和8年6月以降に随時寄附受付開始）

令和8年4月1日（水）～ 令和9年3月31日（水）

6. 返礼品の承認等について

(1)返礼品提供の承認及び不承認の決定

白杵市ふるさと納税検討委員会において4.の申請書類による審査を行い、その結果を申請事業者に通知します。

(2)返礼品の内容変更

承認を受けた返礼品について、その内容に変更が生じる場合は、速やかに、「白杵市ふるさと納税返礼品提供内容変更届出書」（様式6）を提出してください。

なお、市に対し事前連絡がないまま、内容変更を行い返礼品の提供を行った場合、承認の取り消しを行うことがあります。

(3)返礼品提供の終了

事業者は、承認期間内に返礼品の提供を終了する場合には、「白杵市ふるさと納税返礼品提供終了届出書」（様式7）を提出してください。なお、終了日前に寄附者から申込みのあった返礼品については、事業者において発送等終了まで責任をもって完了させるものとします。

(4)承認の取消

市は、次のいずれかに該当するときは、返礼品としての取り扱いを中止することができるものとします。なお、事業者の責に帰すべき事由により返礼品の取り扱いを中止し、市が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において、損害賠償を事業者に請求できるものとします。

①申込書の記載内容に虚偽、または市の承認なく変更があったとき

②返礼品及び提供事業者が本要領の要件を満たさなくなったとき

③その他市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。また、その可能性があるとして市が判断したとき。

(5)承認の有効期限

当該承認を行った日から令和9年5月31日までとします。

7. 個人情報の取扱い

返礼品の発送のために、寄附者又は返礼品の受取人の住所等を提供します。個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の各種法令に基づき、提供情報の利用は返礼品の発送及び連絡に関する場合のみ可能とし、第三者への提供や返礼品発送業務以外での利用は禁止します。（返礼品発送後のDM送付、勧誘、訪問、電話はできません。ただし、寄附者より希望があった場合を除く。）

8. その他（制度改正に伴う対応等）

本要領に定めのない事項、および地方税法その他の関係法令の改正等により本制度の運用に変更が生じた場合は、市の判断により必要な措置を講じるものとし、事業者はこれに従うものとします。

9. 問合せ先・申込先

臼杵市ふるさと納税担当係

〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1

TEL : 0972-63-1111 (内線 5681) FAX : 0972-64-0203

E-mail : furusato@city.usuki.oita.jp